

参考資料

用語集	155
豊中市立地適正化計画の策定経緯	159
豊中市都市計画審議会委員	159

参考資料 用語集

あ行

- インフラ P5,61,73
道路や橋りょう、公園・緑地、上下水道、水路などの社会基盤施設のことをいいます。インフラストラクチャーの略称です。
- 上町断層帯地震 P105,114
豊中市を北端に大阪平野を南北に延びる上町断層帯において発生する可能性があると考えられる地震のことです。地震の発生確率は30年以内に2～3%とされています。
- 液状化（現象） P105,114
緩く堆積した砂層や土砂で埋め立てられた地盤に、地震の揺れが作用することによって発生し、地盤が液体状になることで地盤のずれが建築物や土木構造物に被害を誘発する現象です。
- SDGs P5
「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。17のゴール・169のターゲットから構成しており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国、すべての人々が取り組むべき国際目標のことです。
- 沿道サービス施設 P8
広域的な道路沿いにあり、駐車できる店舗やガソリンスタンドなどのように、自動車での利用者に対するサービス施設のことです。用途地域では、大きな道路沿いの主に準住居地域や準工業地域にあたります。

か行

- 行財政運営基盤 P3,83
市民サービスの提供やまちづくりを支える、人・組織、財政など、行財政運営の土台となる要素をいいます。
- 居住誘導区域 P3,29,78,84 他
人口減少のなかにあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
本市では、住居系市街地において定める「一般型居住誘導区域」と、工業系市街地のうち住工混在地などにおいて、住民と事業者のお互いの理解と尊重のもと、住宅と事業所が共生する市街地の形成を図る区域を定める「住工共生型居住誘導区域」があります。
- 緊急交通路 P115,117,122,125,126
災害発生時に救助・救急、消火、医療、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路です。

- 広域連携 P6,7,9,11
自治体同士が、互いに機能を補い合いながら広域にわたり連携を図るという考え方です。
- 公共施設等マネジメント P139
本市が保有し、または借り上げている建物施設及びインフラ施設について、経営の視点から総合的かつ持続的に企画、管理及び利活用する仕組みをいいます。
- 高次都市機能 P7,8,90
行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど各分野において良質なサービスを提供する施設を指し、市域だけでなく、広域的に影響のある機能のことです。
- 洪水
P85,105,106,107,108,116,117,121 他
河川水位の上昇や、堤防の決壊によって、河川から水があふれることで、外水氾濫とも言います。家屋の倒壊や流出など、大規模な被害を引き起こすこともあります。
- 洪水・高潮避難ビル P132,133
今後起こりえる津波、洪水及び高潮による最大級の被害に対応するため、津波、洪水及び高潮発生時の一時的な避難場所として、市が指定する施設のことです。
- 交通結節点 P78
鉄道やバス、タクシーなどの複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡などが円滑に行える場所のことです。
- 公的不動産 P9,94,139,140
地方公共団体が所有する公共施設や公有地などの不動産のことです。
- 国土軸 P9
国土交通省「21世紀の国土のグランドデザイン」で定められた、文化と生活様式を創造するための地域の連なりであり、本市を横断する中国自動車道は「西日本国土軸」にあたります。
- コミュニティ P74,77,132
同じ地域に居住しながら利害や関心事をともにし、お互いの信頼のもとに結びついた住民のつながりや地域社会のことです。
- コンパクト・プラス・ネットワーク P3
居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携によりまちづくりを進めることです。
- コンパクトな都市構造（まちづくり）
P3,6,9,70,77,83
郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市街地の活性化などを図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市を形成することをいいます。

さ行

- 産業誘導区域 P36,78,84,99,102,147
本市が独自に定める区域で、工業系市街地のうち、事業所が集積し住宅立地が進んでいない地域を、今後も事業所の立地誘導を図り、住工混在の進行を防止することで、住民と事業者の相互の理解と尊重のもと、安定した操業環境の維持・形成を図る区域として定めています。
- 市街化区域 P35
「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。
- 事業所 P7,8,9,15,36 他
本計画では、特に記載のないものは、主に、製造業や運輸業などの工業・運輸系事業所を指します。
- 自主防災組織 P127,132,133
地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことで。
- 自然増減 P28
出生と死亡による人口の増減です。出生が死亡を上回れば自然増、下回れば自然減となります。
- 持続可能な都市 P5,6,73,77,83
「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」というサステナブル(持続可能な～)の考え方にに基づき、自然環境との調和や、低炭素都市づくりの取組みを通して、将来にわたって都市の経済や環境、生活の質を維持していくという考え方です。
- 指定緊急避難場所
P116,117,121,125,126,128,129,131,132
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所のことで。本市では他に指定一般避難所、指定福祉避難所、広域避難場所を定めています。
指定一般避難所(災害の危険性により避難された方や、災害により自宅に戻れなくなった方が一時的に滞在するための施設)
指定福祉避難所(一般の避難施設では避難生活が困難な高齢者や障害者等の方が避難するための施設)
広域避難場所(大規模な火災などによって危険が迫った場合の避難場所)
- 社会増減 P28
転入と転出による人口の増減です。転入が転出を上回れば社会増、下回れば社会減となります。
- 住工混在 P8,74,78,99
住宅と工場が近接して立地している地域の状態のことで。

- 職住近接 P78,83,99
住居と職場が近いことで、通勤時間の短縮により、生活の時間的なゆとりが得られるとともに、通勤混雑が解消される、職と住が均衡した都市構造のことで。
- 浸水継続時間
P105,107,110,115,116,117,120,125
浸水深が50cm以上になってから50cmを下回るまでの時間のことで。
- 生活サービス P3,9,62,71,72,73,77,83
日常生活に密着した個人向けのサービス機能のことで、それほど大きくない身近な店舗が該当します。用途地域では主に近隣商業地域にあたります。
- 生産緑地地区 P85,86,102,103
良好な都市環境を保全・確保する効果があり、かつ、公園や緑地の公共施設などの敷地として適している農地が、良好な都市環境の形成を図ることを目的として指定されるもので、農地以外での使用を制限されるほか、農地としての適性な管理が義務づけられます。
- 相互利用 P6
公共施設を近隣都市同士で相互に利用できる取組みです。本市では、周辺市町の池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市の図書館を利用できる取組みなどを行っています。

た行

- 第2次豊中市都市計画マスタープラン
P4,6,9,10,11,87
本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、令和 22 年(2040 年)の人口減少期を見据えた都市づくりの目標やその実現に向けた方針を示すとともに、「第4次豊中市総合計画」が示すまちの将来像を都市計画の面から実現するための、拠点整備や土地利用、道路・公園などの整備、防災や景観面での取組みなどの考え方をわかりやすく示しています。
- 第4次豊中市総合計画 P4,5,10
「豊中市自治基本条例」に基づき、市政運営の根幹となる「まちの将来像」を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。施策の大綱を示す「基本構想」と、まちの将来像実現に向けた体系別の施策を明らかにする「基本計画」と、基本計画で示した施策を実現するための事業を明らかにする「実施計画」から構成されています。
- 地域包括ケアシステム P138
可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のことで。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

- 地区計画 P138
「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりを持った「地区」を対象に、それぞれの地区のまちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置や、建物の用途や形態などのきめ細かなルールを決めることができる制度です。
- 地区防災圏 P121,125
防災機能を整備・強化し、速やかな災害復旧等のしくみを構築する単位である「防災生活圏」のうち、豊中市地域防災計画で定める概ね小学校区の範囲を基本とする圏域のことでです。
- 超高齢社会 P3
65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢人口割合）によって分類されており、一般的に高齢化社会（高齢人口割合7%～14%）、高齢社会（高齢人口割合14%～21%）、超高齢社会（高齢人口割合21%以上）とされています。
- 低炭素型の都市構造 P3
地球温暖化問題に対応していくため、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出削減と吸収を基本として、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換、緑地の保全や都市緑化の推進、エネルギーの効率的な利用などの取組みを総合的に推進していく都市づくりのことでです。
- 鉄道 P7,15,36,46,48,50 他
本計画では、阪急宝塚線、北大阪急行線及びモノレールを「鉄道」として定義しています。
- 特別緑地保全地区 P85,86,102,103
無秩序な市街化の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、動植物の生息地となるものなどの保全を図ることを目的として指定する地域地区のひとつで、建築物・工作物の建築、宅地の造成などの行為が制限されます。
- 都市機能 P3,6,7,8,9,36 他
文化や教育、医療、福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や、居住機能のことでです。
- 都市機能増進施設 P87
居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
- 都市機能誘導区域 P3,78,84,87,88 他
医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
- 都市計画区域 P3,4,10
「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として都道府県により指定されるものです。
- 都市構造 P3,6,7,9,11,62 他
人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉えた都市の骨格のことでです。
- 都市再生特別措置法 P3,4,10,12,104,137,143,144
都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（都市の再生）を図り、都市の防災に関する機能を確保するための法律で、平成26年（2014年）の一部改正では、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度などが整備されました。令和2年（2020年）の一部改正では、立地適正化計画に記載すべき主な事項として、防災指針が新たに定められました。
- 都市施設 P87
道路、公園、下水道、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど、都市生活を営むうえで必要となる施設のことを「都市施設」といい、このうち、必要に応じて各都市が都市計画決定する都市施設のことを「都市計画施設」といいます。
- 都市のスポンジ化 P83
都市の内部において、空き地、空き家などの低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象のことをいいます。
- 土砂災害警戒区域 P85,86,102,103,105,113,133
急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
- 土砂災害特別警戒区域 P85,86,102,103,105,113
急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。
- 豊中市強靱化地域計画 P104
平成25年（2013年）12月に施行された「国土強靱化基本法」の趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みを定めています。
- 豊中市地域防災計画 P4,85,104,127,140
災害対策基本法に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、豊中市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、豊中市と関係機関が処理すべき事務・業務及び市民等が果たすべき役割を定めています。

- 豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン P149
国の「まち・ひと・しごと・創生長期ビジョン」を勘案し、豊中市の人口などの現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向を示すものであり、少子化や人口減少に歯止めをかけるさまざまな施策を実施することで、めざすべき人口の将来展望を示しています。

な行

- 内水（氾濫） P105,109,116
降った雨をスムーズに河川へ排水しきれなくなり、下水道や水路などから水があふれることです。都市部での被害が増えています。
- 南海トラフ地震 P105,114
日本列島が位置する大陸プレートにフィリピン海プレートが沈み込む境界付近に位置する南海トラフ沿いで発生が予測される地震のことです。地震の発生確率は、30年以内に70%～80%とされています。

は行

- バイパス管 P127,130
雨水を別のルートへ誘導することで、大雨による浸水被害を軽減することを目的に、既に設置している下水道管に加え、新しく設置する下水道管のことです。
- ハザードマップ P103,106,107,108,109 他
自分たちが暮らしている地域がどのような災害のリスクを有しているのかを認識し、防災対策に活かすため、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図のことです。
- バリアフリー P138
高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くことです。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示などです。
- 保安林 P85,86,102,103
水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林です。
- 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 P4
大阪府が都市計画区域ごとに、都市計画の目標、土地利用、都市施設などの方針を定めた計画で、北部大阪都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、市町村の定める都市計画マスタープランの上位計画となります。府内は4つの都市計画区域に分けられ、本市は北部大阪都市計画区域に属します。

ま行

- マイ・タイムライン P128,132,133
住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）のことです。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時などに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とします。
- 民間都市開発推進機構 P137
「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づく民間事業者の都市開発事業を推進するため、国土交通大臣の指定を受けた一般財団法人です。

や行

- 用途地域 P35,84,89
「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、都市における居住環境の保護や業務の利便性の増進のために、地域を区分して建物の用途（住居・店舗・工場など）や形態などの一定の制限を行うもので、第1種低層住居専用地域、商業地域、工業地域など13種類に分類されています。
- 要配慮者利用施設 P117,124,125,126,133
水防法に基づく、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人が利用する施設のことです。

ら行

- ライフライン P128,129,131
都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送施設などの総称です。
- 立地適正化計画制度 P3,70
平成26年（2014年）の都市再生特別措置法の改正により創設された制度で、市町村が策定する立地適正化計画に基づき、行政と住民や民間事業者が一体となりコンパクトなまちづくりを促進するための制度です。
- 流通業務施設 P7,8
高速自動車道や空港などの広域的な交通の便が良いところに立地し、物資の集配や保管を行うトラックターミナル、卸売市場、倉庫などの産業上の機能のことです。
- 連続立体交差事業 P15
道路と鉄道の平面交差により生じる、踏切の交通渋滞や、鉄道敷による市街地の分断などを解消し、市街地の活性化、一体化を図ることを目的として、鉄道を高架化または地下化する事業のことです。

参考資料 豊中市立地適正化計画改定版の策定経緯

日 程	項 目	内 容
令和5年度（2023年度）		
8月9日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画改定版素案（案）の報告
10月4日～10月24日	素案の意見公募	豊中市立地適正化計画改定版素案の意見公募
11月17日～12月7日	原案の意見公募	豊中市立地適正化計画改定版原案の意見公募
1月29日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画改定版案の諮問・答申
2月6日	告示（公表）	豊中市立地適正化計画改定版の公表

参考資料 豊中市都市計画審議会委員

年度	区分	名 前	所 属	備 考
令和5年度（2023年度）	学識 経験者	大路 昌幸	豊中商工会議所副会頭	
		岡 絵理子	関西大学教授	
		紀伊 雅敦	大阪大学大学院教授	
		澤木 昌典	大阪大学名誉教授	会長代理
		重村 達郎	弁護士	
		西本 健一	豊中市農業委員会委員	令和5年9月1日～
		林 倫子	関西大学准教授	
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
		森 彰男	豊中市農業委員会委員	～令和5年8月31日
	市議会 議員	市橋 拓		
		今村 正		
		神原 宏一郎		
		久場 良孝		
		弘瀬 源悟		
		和田 愛美		
	市民	木村 貴史		
		長谷川 久美		

市の木【キンモクセイ】



市の花【バラ】



豊中市立地適正化計画【改定版】

平成31年(2019年)1月 策定
令和6年(2024年)2月 改定

豊中市 都市計画推進部 都市計画課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 06-6858-2525(代表)

